



監査告示第 13 号

令和2年10月26日付け監査第1026001号で提出した定期監査結果報告に対し、宇佐市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和2年11月24日

宇佐市監査委員 佐藤博美

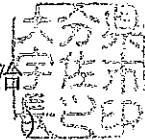
宇佐市監査委員 井本裕明



税務第1030008号
令和 2年10月30日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修治
(税務課



令和2年度第3回定期監査における指摘注意事項に対する措置状況
について(報告)

令和2年10月26日付監査第1026001号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・契約事務について

契約事務の中途において委託先を錯誤していたものや、関係書類の記入漏れや記入誤り等、基本的な事務処理に適正を欠くものが見受けられました。契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

措置状況

・委託先の錯誤につきましては、委託業者間の運用管理について定められた協定書を添付し、契約相手方との関係性及び受託内容等が明確なものとなるよう訂正を行っております。関係書類の記入漏れ、記入誤り等につきましては、事務手続きにおいて再確認を徹底するとともに、各種関係法令や宇佐市契約事務規則を遵守し、適正な事務の執行に努めてまいります。

2. 注意事項

・文書事務について

旅行命令書及び市内出張命令簿等について、押印や記入が漏れているものが散見されました。十分なチェック体制を確立してください



措置状況

- ・文書事務について

起案文書の決裁が終了したときは決裁年月日の記入を徹底するよう課員に周知します。市内出張命令簿については、記入・押印漏れがないか毎月末に各係の総括が確認し、チェック体制の強化に努めます。

3. 要望事項

- ・該当なし



市民第 1116002 号
令和 2 年 11 月 16 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是 永 修 治
(市民課)



令和 2 年度第 3 回定期監査における指摘要望事項に対する措置状況
について (報告)

令和 2 年 1 0 月 2 6 日付監査第 1026001 号で報告のあった定期監査結果について、
その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1. 指摘事項

・契約事務について

契約事務において、関係書類の記入漏れや記入誤り等、基本的な事務処理に適正を欠くものが散見されました。契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

措置状況

契約事務については業務の適正執行にかかわる根幹であることを再認識し、起案者と文書主任の二重チェック体制により適正な事務処理に努めます。

2. 注意事項

・文書事務について

旅行命令書について、命令権者の誤り、決裁日の記入漏れ等が散見されました。十分チェック体制を確立してください。



措置状況

当課では旅行命令の該当件数が少ないこともあり命令権者に関して認識不足がありました。担当者、係総括の二重チェックで適正な事務処理に努めます。

3. 要望事項

市民課が保有する個人情報の管理や来庁者との対応等では知識の共通理解を図り、より効率的な事務処理ができるよう取り組まれてください。

今後も来庁者の立場で分かりやすく利用しやすい窓口を目指し、さらなる市民サービス向上に努めてください。

措置状況

マイナンバーカード関連に係る制度改定やサービスの増加に伴い、年々来庁者に対する説明事項・手続きが増えてきています。

引き続き今後も各職員間の情報共有、適宜事務処理マニュアルの整備改訂、事務処理方法の検討を行い、効率的な事務処理改善、来庁者の視点に立ったサービス向上に努めてまいります。



林水第 1029001 号
令和 2 年 10 月 29 日

宇佐市監査委員 佐藤 博美 様
宇佐市監査委員 井本 裕明 様

宇佐市長 是永 修
(林業水産課)



令和 2 年度 第 3 回定期監査における指摘注意要望事項に対する
措置状況について (報告)

令和 2 年 10 月 26 日付け監査第 1026001 号で報告のあった令和 2 年度第 3 回定期監査の結果について、その検討結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

【指摘事項】

・契約事務について

契約事務において、基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり散見されました。契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行してください。

- ① 契約の方法に適した様式を使用していないもの
- ② 委託料の設計額について、積算方法の見直しが必要なもの
- ③ 契約約款や検査調書等の各種書類において記入が漏れているもの
- ④ 業務の履行確認について、仕様書と異なる確認方法となっているもの

(措置状況)

ご指摘をいただいた事項について、事務処理に適正を欠いているものを把握認識しました。

今後は契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務の執行を致します。